

神奈川県歴史資料取扱機関連絡協議会設置要綱

(目的)

第1条 歴史的公文書及び古文書・私文書等の歴史資料を取り扱う神奈川県内の機関相互の情報共有と連携を図るとともに、研究協議を通じて歴史資料の保存活用の推進に寄与することを目的とする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 関係機関・団体との連絡調整、情報共有に関する事
- (2) 各種研究会、連絡会等の開催に関する事
- (3) その他、前条の目的達成に必要な事項に関する事

(構成)

第3条 協議会は、県及び県内市町村の歴史資料取扱機関等をもって構成する。

(座長)

第4条 協議会に座長を置く。

- 2 座長は、神奈川県立公文書館長をもって充てる。
- 3 座長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

(部会)

第6条 協議会は、専門的事項を検討させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、座長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、座長が指名する。
- 4 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 5 部会長は、部会における協議内容を協議会に報告する。

(構成員でない者の出席)

第7条 協議会及び部会は、必要があるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者その他の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、神奈川県立公文書館において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に関し必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。